

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（4件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 6
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 7
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 8

北九州市告示第 2 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 5 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

陣出原町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	山路泰弘	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 3 番 5 号
変更後	安藤 稔	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 3 番 1 9 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 3 番 5 号
変更後	北九州市八幡西区上上津役五丁目 2 3 番 1 9 号

4 変更年月日

令和 2 年 4 月 1 日

北九州市告示第 2 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 5 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

八幡西区的場自治町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	古賀博史	北九州市八幡西区的場町 1 4 番 2 7 号
変更後	安部和彦	北九州市八幡西区的場町 2 1 番 3 2 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区的場町 1 4 番 2 7 号
変更後	北九州市八幡西区的場町 2 1 番 3 2 号

4 変更年月日

令和 2 年 4 月 1 日

北九州市告示第 2 4 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 5 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

楠北自治区会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	松尾一四	北九州市八幡西区楠北一丁目 1 番 2 号
変更後	廣渡 務	北九州市八幡西区高江一丁目 7 番 5 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区楠北一丁目 1 番 2 号
変更後	北九州市八幡西区高江一丁目 7 番 5 号

4 変更年月日

令和 2 年 4 月 1 9 日

北九州市告示第 2 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 5 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

下香月三条公民館

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	川野勝司	北九州市八幡西区香月中央一丁目 7 番 2 2 号
変更後	今井勢二	北九州市八幡西区香月中央一丁目 8 番 5 2 号

3 変更年月日

令和 2 年 4 月 1 1 日

北九州市公告第 337 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 2 年 5 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区葛原本町三丁目 6 4 2 番 1 及び 6 4 2 番 3 から 6 4 2 番 1 1 まで	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社海王 代表取締役 竹下弘実

北九州市公告第338号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月19日

北九州市長 北橋健治

1 調達内容	購入品目及び数量	指揮隊車 1台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和3年3月31日
	納入場所	北九州市消防訓練研修センター（北九州市小倉北区東港一丁目2番5号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成30年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和2年6月2日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和2年6月10日から同月18日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月19日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和2年6月19日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第339号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年5月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
八幡西区光明貸店舗  
北九州市八幡西区光明一丁目1921番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田泰徳  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ユニクロ  
代表取締役 柳井 正  
山口県山口市佐山717番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年4月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,708平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
72台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
36台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
50平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
19.72立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前6時30分から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午前9時30分まで

8 届出年月日

令和2年5月12日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

この公告の日から令和2年9月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年9月23日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見